懲戒処分等の公表基準

平成18年9月15日 神奈川県教育委員会

1 趣 旨

県民に信頼される公正で透明な教育行政を確立するとともに、職員の綱紀の保持及び 不祥事の再発防止を図るため、教育委員会が行った懲戒処分等に関する公表基準を定め る。

2 公表の対象となる処分

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分(免職、停職、減給又は戒告)
- (2) 地方公務員法に基づく休職処分で、刑事事件に関し起訴された職員に対し行うもの
- (3) 懲戒処分を受けた職員の管理監督者に対し、その監督責任に関して行う訓告等

3 公表する内容

- (1) 職務に関する事案の場合において、公表する内容は、原則として次に掲げる事項とする。
 - ア 事案の概要
 - イ 所属名(被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合は、学校にあっては所在市町村名及び校種、学校以外の所属にあっては本庁又は出先機関の別とする。)
 - ウ職名
 - エ 職員氏名 (懲戒免職となった場合又は懲戒免職以外の処分で社会的影響が大きいと認められる場合に限る。ただし、被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合を除く。)
 - オ 年齢 (監督責任の場合を除く。)
 - カ 処分の内容
 - キ 処分年月日
- (2) 職務に関する事案以外の場合において、公表する内容は、原則として次に掲げる事項とする。
 - ア 事案の概要
 - イ 所属の種類 (学校にあっては所在市町村名及び校種、学校以外の所属にあっては 本庁又は出先機関の別とする。)
 - ウ 職名(教員以外の職員にあっては、主幹級以上に限る。)
 - エ 職員氏名 (懲戒免職となった場合又は懲戒免職以外の処分で社会的影響が大きいと認められる場合に限る。ただし、被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合を除く。)
 - オ 年齢(監督責任の場合を除く。)
 - カ 処分の内容
 - キ 処分年月日

4 公表の時期及び方法

(1) 時期

公表は、原則として処分を行った日に行う。

(2) 方法

記者発表資料の提供及び記者会見により行う。ただし、交通事故(飲酒運転又はひき逃げを伴うものを除く。)に係る処分に限る場合は、記者発表資料の提供により行うことができるものとする。

5 事前公表

処分前であっても、教育委員会として社会的影響が大きいと判断した場合又は職員が逮捕された事実を確認した場合は、処分時に準じた内容を公表するものとする。ただし、捜査上の支障があると捜査機関が判断する場合又は被害者の人権やプライバシーに配慮する必要がある場合等公表することが適切でないと認められる場合は、公表しないものとする。

6 施行

平成18年9月15日から施行する。